

## 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則

### 独立行政法人国立高等専門学校機構規則第8号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成16年	10月	28日
一部改正	平成17年	12月	1日
一部改正	平成18年	4月	4日
一部改正	平成18年	10月	1日
一部改正	平成19年	3月	30日
一部改正	平成19年	11月	30日
一部改正	平成20年	3月	28日
一部改正	平成21年	3月	24日
一部改正	平成21年	6月	1日
一部改正	平成21年	9月	28日
一部改正	平成21年	11月	30日
一部改正	平成22年	3月	30日
一部改正	平成22年	11月	30日
一部改正	平成23年	3月	30日
一部改正	平成24年	3月	30日
一部改正	平成24年	4月	27日
一部改正	平成24年	6月	25日
一部改正	平成25年	3月	29日
一部改正	平成26年	3月	31日
一部改正	平成26年	6月	26日
一部改正	平成26年	12月	18日
一部改正	平成26年	12月	24日
一部改正	平成27年	3月	26日
一部改正	平成28年	2月	3日
一部改正	平成28年	4月	26日
一部改正	平成29年	1月	31日
一部改正	平成30年	1月	31日
一部改正	平成31年	2月	28日
一部改正	令和 2年	2月	27日
一部改正	令和 2年	11月	27日
一部改正	令和 3年	4月	28日
一部改正	令和 4年	5月	31日
一部改正	令和 4年	12月	26日
一部改正	令和 5年	3月	28日
一部改正	令和 5年	12月	25日
一部改正	令和 7年	1月	31日

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。（以下「通則法」という。）第50条の10第2項、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第6号。以下「教職員就業規則」という。）第31条及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則第7号。以下「船員就業規則」という。）第32条の規定に基づき、機構における教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

**第2条** 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、専攻科長等手当、衛生管理者手当、教員特殊業務手当、在宅勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び極地観測手当とする。

### (給与の支給日)

**第3条** 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、専攻科長等手当、衛生管理者手当及び寒冷地手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において「支給定日」という。）に、教員特殊業務手当、在宅勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び極地観測手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日かつ月曜日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

### (給与の支払)

**第4条** 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基

づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 教職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

#### (日割計算等)

**第5条** 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給する。本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号。以下「教職員労働時間等規則」という。）第10条又は独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第10号。以下「船員労働時間等規則」という。）第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、管理職手当、専攻科長等手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

#### (給与の即時払)

**第6条** 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

- 一 退職し、又は解雇された場合
- 二 本人が死亡した場合

#### (非常時払)

**第7条** 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてる場合
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてる場合
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてる場合
- 四 その他特に必要と認めた場合

#### (労働1時間当たりの給与額の算出)

**第8条** 第22条、第30条から第31条までに規定する労働1時間当たりの給与額は、本給、本給に対する地域手当及び広域異動手当の月額、管理職手当、専攻科長等手当及び寒冷地手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の1か月の平均所定労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における教職員労働時間等規則第10条第1項又は船員労働時間等規則第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。
- 3 前項の1か月の平均所定労働時間数に1時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (端数計算)

**第9条** 前条に規定する労働1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額（第30条から第31条までの規定の適用にあつては、これらの規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ労働1時間当たりの額）に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

#### (端数の処理)

**第10条** この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (超過勤務手当等の時間数の算定)

**第10条の2** 第30条から第31条までの手当の支給の基礎となる時間数は、月の初日から末日までの全時間数（労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に定める割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分未満のときは、これを切り捨て、30分以上のときは、これを1時間に切り上げるものとする。

## 第2章 本給

#### (本給)

**第11条** 本給は、本給表に定める級号給と本給月額により支給する。

#### (本給表の種類)

**第12条** 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 一般職員本給表（別表第1）
  - イ 一般職員本給表（一）
  - ロ 一般職員本給表（二）
- 二 教育職員本給表（別表第2）
- 三 海事職員本給表（別表第3）

- イ 海事職員本給表（一）
- ロ 海事職員本給表（二）
- 四 医療職員本給表（別表第4）
  - イ 医療職員本給表（一）
  - ロ 医療職員本給表（二）
- 五 指定職員本給表（別表第5）

#### （初任給）

**第13条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

#### （昇格）

**第14条** 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

#### （降格）

**第15条** 教職員就業規則第13条から第13条の3まで、又は船員就業規則第13条から第13条の3までの規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

#### （初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

**第16条** 教職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

#### （本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

**第17条** 教職員を本給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

#### （昇給）

**第18条** 教職員の昇給は、第19条に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（別に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳を超える教職員（次号に掲げる教職員を除く。）

二 57歳を超える教職員（一般職員本給表（二）、教育職員本給表又は海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員）

- 三 一般職員本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級以上であるもの
- 4 教育職員本給表又は海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員で、55歳を超えるものに関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給（別に定める教職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

### （昇給の時期）

**第19条** 前条の規定による昇給日は、第20条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

### （特別昇給）

**第20条** 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、当該各号に定める日に、第18条第1項の規定による昇給をさせることができる。ただし、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日又はこれらの日から同日以後の昇給日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、職務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日又はこれらの日から同日以後の昇給日までの日
- 三 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は著しい障害の状態となった日
- 四 前各号に掲げる場合以外の場合 あらかじめ理事長の承認を得て定める日

## 第3章 給与の特例等

### （休職者の給与）

**第21条** 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第16条第1項第一号又は船員就業規則第17条第1項第一号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付若しくは同法第22条の2による休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年（理

事長が認めるときは満3年)に達するまでは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間(教職員就業規則第17条第4項又は船員就業規則第18条第4項の規定により休職期間を連続しているものとみなす場合にあつては、連続しているものとみなした休職期間)が満1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当(以下この条において「本給等」という。)のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、教職員就業規則第16条第1項第二号又は船員就業規則第17条第1項第二号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則(機構規則第18号。以下「休職規則」という。)第4条第1項第一号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 6 教職員が休職規則第4条第1項第二号又は第四号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

#### (短時間労働教職員の給与)

**第21条の2** 教職員労働時間等規則第13条又は船員労働時間等規則第16条の規定により所定労働時間を短縮した教職員の本給は、第11条の規定にかかわらず、当該教職員について所定労働時間を短縮しなければ受けることとなる本給に、当該教職員が短縮された1週当たりの所定労働時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

#### (給与の減額)

**第22条** 教職員が労働しないときは、教職員労働時間等規則第18条又は船員労働時間等規則第17条に規定する休暇による場合、教職員就業規則第34条又は船員就業規則第35条の規定により労働しない場合その他その労働しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第8条に規定する労働1時間当たりの給与額(第30条から第31条までにおいて「労働1時間当たりの給与額」という。)にその労働しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員が教職員労働時間等規則第23条第1項第一号又は船員労働時間等規則第21条第1項第一号に掲げる病気休暇(以下この条において「業務外病気休暇」という。)又は教職員就業規則第57条又は船員就業規則第64条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して暦日で連続して90日を超えて引き続き労働しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日(割り振られた勤務時間のすべてを勤務しなかった日に限る。)につき、本給の半額を減ずる。

- 3 前項の規定にかかわらず、業務外病気休暇を、暦日で連続する8日以上期間使用した教職員が、連続して使用した病気休暇の期間の末日の翌日から、割り振られた勤務時間のすべてを勤務した日が20日に達するまでの間に、再度、業務外病気休暇を取得したときは、それらの業務外病気休暇は連続しているものとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、同項の労働しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は別に定める。

## 第4章 諸手当

### (管理職手当)

- 第23条** 管理職手当は、別表第6の1管理職手当区分表に掲げる労基法に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員及び月の全日数にわたって勤務しない教職員には支給しない。
- 2 管理職手当の区分は、別表第6の1管理職手当区分表に掲げる職名に応じた区分とし、管理職手当の月額は、その者の職務の級及び区分に応じて別表第6の2管理職手当支給額表に定める支給額とする。
  - 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労働が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。）に及んだ場合における割増賃金額を含むものとする。

### (扶養手当)

- 第24条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が九級以上である者に対しては、支給しない。
  - 3 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
    - 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
    - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
    - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
    - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
    - 五 重度心身障害者
  - 4 扶養手当の月額は、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級であるものにあつては3,500円）、同項第一号の扶養親族については1人につき13,000円とする。

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	8級



教育職員本給表	5級
海事職員本給表（一）	7級
医療職員本給表（一）	8級
医療職員本給表（二）	7級

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### （地域手当）

**第25条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、別表第7の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給、管理職手当、専攻科長等手当及び扶養手当の月額合計額に、別表第7の支給地域に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の地域若しくは勤務箇所<sup>ニ</sup>に在勤する教職員がその在勤する地域若しくは勤務箇所を異にして異動した場合又はこれらの教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（これらの教職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは勤務箇所が別表第7の地域若しくは勤務箇所に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項までの規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（支給割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合<sup>ニ</sup>あつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、本給、管理職手当、専攻科長等手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は勤務箇所を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該教職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に変更された場合<sup>ニ</sup>あつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第三号において同じ。）
- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除

- く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 国, 地方公共団体, 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されることとなる法人(以下「国等」という。)の職員であった者から人事交流等により引き続き機構の教職員となった者については, 当該国等における地域手当に相当する給与の支給を機構の教職員として受けていたものとみなして, 前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか, 地域手当の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

### (広域異動手当)

**第25条の2** 教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において, 当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって, 通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は, 当該教職員には, 当該異動等の日から3年を経過するまでの間, 本給, 管理職手当, 専攻科長等手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし, 当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は, この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の8
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の4
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち, 当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては, 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず, 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国等の職員であった者から人事交流等により引き続き機構の教職員となった者であつて、当該人事交流等に伴い勤務箇所に変更があつたものには、前2項の規定に準じて広域異動手当を支給することができる。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

### (住居手当)

**第26条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に定める教職員を除く。）
  - 二 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第一号に掲げる教職員のうち第二号に掲げる教職員でもあるものについては、第一号に定める額及び第二号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第二号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (通勤手当)

**第27条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担する

ことを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる教職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

三 前項第三号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなっ

た教職員で別に定めるもののうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この条において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下この条において「特別料金等相当額」という。）
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに本給表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第3条第1項に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （単身赴任手当）

**第28条** 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に

通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	額
100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

- 3 新たに本給表の適用を受ける教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、教職員となる直前の住居から教職員となった直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （専攻科長等手当）

**第28条の2** 専攻科長等手当は、各学校（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校にあっては各キャンパス。以下この条及び次条において同じ。）において専攻科に関することを掌理する教職員それぞれ1人に支給するものとする。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び月の全日数にわたって勤務しない教職員には支給しない。

- 2 専攻科長等手当の月額は、20,000円とする。

#### （衛生管理者手当）

**第28条の3** 衛生管理者手当は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号）第5条に規定する衛生管理者として選任された教職員のうち、各学校及び機構本部それぞれ1名に支給するものとする。

2 衛生管理者手当の月額は、3,000円とする。

#### (教員特殊業務手当)

**第29条** 教員（指定職員本給表の適用を受ける者及び第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者を除く。）が、次の各号に掲げる日（第30条に定める超過勤務手当又は第31条に定める休日給が支給される日を除く。）に、学校の管理下において行われる部活動における学生に対する指導に3時間を超えて従事したときは、教員特殊業務手当を支給する。

一 教職員労働時間等規則第10条第1項各号に掲げる日

二 教職員労働時間等規則第14条第2項の規定により休日となった日（前号に掲げる日を除く。）

2 教員特殊業務手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき、3,600円とする。

#### (在宅勤務手当)

**第29条の2** 教職員が、教職員就業規則第41条の2又は船員就業規則第45条の2に定める在宅勤務に従事したときは、在宅勤務手当を支給する。

2 在宅勤務手当の額は、在宅勤務に従事した日1日につき、200円とする。

#### (超過勤務手当)

**第30条** 教職員労働時間等規則第7条第1項の規定により所定の労働日（第31条第1項の規定により休日給が支給される日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働（教職員労働時間等規則第12条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じられた教職員には、所定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる時間以外の時間 100分の125（その労働が深夜（午後10時から午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあっては100分の150）

二 教職員労働時間等規則第11条の規定により振り替えた労働日（休日を当該週に振り替えた場合に限る。）における時間（次号に掲げる時間を除く。） 100分の135（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の160）

三 この項、次条及び第30条の3の規定により超過勤務手当が支給される時間（以下「教職員超過勤務時間」という。）並びに第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の175）

2 船員労働時間等規則第9条の規定により所定の労働日（第31条第2項の規定により休日給が支給される日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働（船員労働時間等規則第15条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じら

れた教職員には、所定の労働時間以外の時間に労働した全時間（以下「船員超過勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる時間以外の時間 100分の130（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の155）
- 二 船員労働時間等規則第14条に規定により振り替えた労働日（休日を当該週に振り替えた場合に限る。）における時間（次号に掲げる時間を除く。） 100分の140（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の165）
- 三 船員超過勤務時間及び第31条第2項に定める船員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の180）

**第30条の2** 教職員労働時間等規則第10条第1項又は第14条第2項の規定による休日に労働することを命じられ、同規則第11条の規定により労働日を振り替えた場合で、当該労働日の属する週の労働時間が、週所定労働時間（同規則第3条第1項に定める1週間当たりの所定労働時間をいう。以下同じ。）（教職員労働時間等規則第14条の規定による1ヶ月単位又は1年単位の変形労働時間制の適用を受ける教職員にあっては、協定で週所定労働時間を超える労働時間を定めた週はその定めた労働時間、それ以外の週は週所定労働時間）を超えることとなるときは、当該教職員には、その時間を超えて労働を命じられた全時間（前条に定める超過勤務手当又は第31条第1項に定める休日給が支給される時間を除く。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の25（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の50）
- 二 教職員超過勤務時間及び第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の50（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の75）

**第30条の3** 教職員労働時間等規則第14条の規定による1年単位の変形労働時間制の適用を受ける教職員が、対象期間（労基法第32条の4第1項第2号で定める対象期間をいう。以下同じ。）の中途において採用され又は退職した場合等で、対象期間中の実労働時間が週所定労働時間に実労働期間（1年単位の変形労働時間制により労働させた期間をいう。）の暦日数を乗じ7で除して得られる時間数（1時間未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた時間数。）を超える場合には、当該超える時間（第30条若しくは前条に定める超過勤務手当又は次条に定める休日給が支給される時間を除く。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しな



い。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の125（その労働が深夜において行われた場合にあつては100分の150）
- 二 教職員超過勤務時間及び第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150（その労働が深夜に行われた場合にあつては100分の175）

### （休日給）

**第31条** 教職員労働時間等規則第10条第1項若しくは第14条第2項の規定による休日（当該休日について、同規則第11条の規定により振り替えた場合を除く。）又は同規則第11条に規定する振替による休日若しくは代休（第33条において「教職員休日給支給対象日」という。）に同規則第7条第1項の規定により労働（教職員労働時間等規則第12条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じられた教職員には、当該労働を命じられた全時間（以下「教職員休日勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の135（その労働が深夜において行われた場合にあつては、100分の160）
  - 二 教職員超過勤務時間及び教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150（その労働が深夜において行われた場合にあつては、100分の175。）
- 2 船員労働時間等規則第13条に規定する休日（当該休日について、同規則第14条の規定により振り替えた場合を除く。）又は同規則第14条に規定する振替による休日若しくは代休（第33条において「船員休日給支給対象日」という。）に同規則第9条第1項により労働（船員労働時間等規則第15条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じられた教職員には、当該労働を命じられた全時間（以下「船員休日勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の140（その労働が深夜において行われた場合にあつては、100分の165）
  - 二 船員超過勤務時間及び船員休日勤務時間）を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155（その労働が深夜において行われた場合にあつては、100分の180）

### （宿日直手当）

**第32条** 宿日直手当は、教職員が教職員労働時間等規則第12条又は船員労働時間等規則第15条の規定により宿日直勤務を命じられ、次に掲げるものに従事した場合に支給する。

- 一 学生寮において教員が行う宿日直勤務

- 二 第一号の宿日直勤務を補佐する職員の宿日直勤務
  - 三 前2号以外の宿日直勤務
- 2 前項各号の手当の額は、その勤務1回につき、それぞれ次の各号に掲げる額とする。  
ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（機構規則第21号）第4条第2項の宿日直は、第一号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 一 7,500円
  - 二 5,500円
  - 三 5,600円

#### （管理職員特別勤務手当）

- 第33条** 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員（次項において「管理監督職員等」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により教職員休日給支給対象日又は船員休日給支給対象日（次項において「休日給支給対象日」という。）に労働をした場合は、当該教職員に管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日給支給対象日に含まれる時間を除く。）であって正規の労働時間以外の時間に労働をした場合は、当該教職員に管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、その者に適用される管理職手当区分表に定める区分（指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては職名に応じた管理職手当区分表に定める区分）に応じた別表第8に定める額とする。ただし、第1項の規定により労働した時間が6時間を超える場合にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教職員がした第2項の労働は、第1項の労働とみなす。
- 一 第1項の労働をした後、引き続いて第2項の労働をした場合
  - 二 第2項の労働をした後、引き続いて第1項の労働をした場合
- 5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （期末手当）

- 第34条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（別に定める「特定管理教職員」にあつては100分の105、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては100分の66.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在

職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職員本給表以外の各本給表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各本給表につき別に定めるもの並びに指定職員本給表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （期末手当の不支給）

**第34条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第五号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第46条第五号又は船員就業規則第50条第五号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第46条第四号又は船員就業規則第50条第四号の規定による諭旨解雇の処分を受けた教職員
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第25条又は船員就業規則第26条の規定により解雇された教職員
- 四 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前3号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 五 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

#### （期末手当の一時差止）

**第34条の3** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当

の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### （勤勉手当）

**第35条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、前項の

教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（別に定める「特定管理教職員」にあっては、100分の125、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては100分の106.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第34条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （寒冷地手当）

**第36条** 寒冷地手当は、教職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において別表第9に掲げる支給地域に所在する施設に在勤する教職員に対しては、基準日における教職員の世帯等の区分に応じ、別表第10に掲げる額を支給する。

- 2 次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。
  - 一 第21条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける教職員 前項の規定による額にそのものの本給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
  - 二 第22条第2項の規定を受けている教職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
  - 三 前2号に掲げるもののほか、教職員就業規則第46条第三号又は船員就業規則第50条第三号の規定により停職にされている教職員、その他の別に定める教職員 零
- 3 支給対象教職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による額を超えない範囲内で、別に定める額とする。
  - 一 基準日において前項各号に掲げる教職員のいずれにも該当しない支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員となった場合
  - 二 基準日において前項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる教職員のいずれにも該当しない支給対象教職員となった場合
  - 三 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 4 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

#### (極地観測手当)

**第37条** 極地観測手当は、教職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務を他機関と共同し、他機関から教職員に対して極地観測手当に相当する額を支給されるときにあつては、支給しない。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて別表第11に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

### 第5章 特定の教職員の特例

#### (船員の特例)

**第38条** 船員法（昭和22年法律第100号）第78条第2項の規定に基づき、船員が年次有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき年次有給休暇の日数に応じ、本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定による給与の額は、第5条第4項に規定する日割計算の方法により算出した額とする。

#### (人事交流等教職員の特例)

**第39条** 機構と他の法人との契約に基づく人事交流等により機構の教職員となった者のうち、理事長が特に必要があると認めた場合で、この規則によらないこととする定めを行ったときは、当該契約に基づく給与を支給することができる。

#### (外部資金等による雇用教職員の特例)

**第40条** 期間を定めて雇用する教職員のうち、国等の競争的資金、寄付金、受託費その他これらに準ずる資金等により雇用される教職員の給与の額は、この規則（本条を除く。次の項において同じ。）に定める本給及び諸手当の額にかかわらず、本給、諸手当及び退職手当を含む額として個別に定める給与の額を本給とすることができる。この場合において、諸手当は支給しない。

2 前項の規定による給与の額の年額は、当該教職員がこの規則により支給したならば受けることが見込まれることとなる本給及び諸手当の年額を超える額となるようにしなければならない。

### 第6章 規則の実施

#### (実施に関し必要な事項)

**第41条** この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**(準用)**

**第42条** この規則に定めのない事項については、前条で定めるほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則その他関係通達等を準用する。

**附 則（平成16年4月1日制定）**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 第18条の適用については、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11条から第13条までの例による。

3 第25条の適用については、人事院規則9-49の附則の例による。

**附 則（平成16年10月28日一部改正）**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。ただし、第38条については平成16年4月1日に遡って適用させる。

**(寒冷地手当に関する経過措置)**

2 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において、平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き規則改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第9に掲げられていた寒冷地手当支給地域（以下「旧寒冷地」とする。）のうち、規則改正後の給与規則別表第9に掲げられている寒冷地手当支給地域（以下「新寒冷地」とする。）を除いた地域に在勤する教職員については、第37条の規定にかかわらず、規則改正前に在勤する地域で支給されていた寒冷地手当の額を5で除した額（以下「みなし寒冷地手当基礎額」という。）を支給する。

3 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において、旧基準日から引き続き旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する教職員について、みなし寒冷地手当基礎額が、下記の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第37条の規定

にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

- 4 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において、旧基準日から引き続き新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する教職員については、みなし寒冷地手当基礎額から下記の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表右欄に掲げる額を減じた額（以下「特例支給額」という。）が、規則改正後の第37条の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、第37条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 5 規則改正後の第37条第2項及び第3項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される、旧基準日から引き続き旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）並びに新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する教職員（以下「経過措置対象教職員」という。）である者について準用する。
- 6 前4項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象教職員である者（以下この項において「支給対象教職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象教職員以外の経過措置対象教職員である者に対しては、規則改正後の第37条の規定にかかわらず、前4項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 7 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き独立行政法人国立高等専門学校機構の教職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、第2項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象教職員との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該教職員である者に対しては、規則改正後の第37条の規定にかかわらず、第2項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。



- 8 前6項の規定において、経過措置対象教職員に対する、みなし寒冷地手当基礎額においては、第22条第2項の規定の適用は、ないものとする。
- 9 その他、経過措置等の実施に関し必要な事項は、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」等に準ずるものとする。

#### 附 則（平成17年12月1日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 第36条第2項について、期末特別手当を平成17年12月に支給する場合に限り、「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

#### 附 則（平成18年4月4日一部改正）

##### （施行期日）

**第1条** この規則は、平成18年4月1日から適用する。ただし、附則第2条から第4条については平成17年12月に遡って適用する。

##### （職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

**第2条** 平成17年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規則別表第1から別表第4に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額及びこれを受けることとなる期間は、別に定める。

##### （施行日前の異動者の号給等の調整）

**第3条** 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### （教職員が受けていた号給等の基礎）

**第4条** 前2条の規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

#### (職務の級の切替え)

**第5条** 平成18年4月1日(以下この附則において「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

#### (号給の切替え)

**第6条** 切替日の前日において給与規則別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた教職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める教職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 切替日の前日において指定職員本給表の適用を受けていた教職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第3の新号給欄に定める号給とする。

#### (職務の級における最高の号給を超える本給月額切替え)

**第7条** 切替日の前日において改正前の給与規則別表第1から別表第4の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の切替日における号給又は本給月額は、別に定める。

#### (切替日前の異動者の号給の調整)

**第8条** 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

#### (教職員が受けていた号給等の基礎)

**第9条** 附則第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

#### (本給の切替えに伴う経過措置)

**第10条** 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員(別に定める教職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

**第11条** 前条の規定による本給を支給される教職員に関する給与規則第34条第4項（給与規則第35条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第36条第4項の規定の適用については、給与規則第34条第4項及び第36条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第10条の規定による本給の額との合計額」とする。

**(平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例)**

**第12条** 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
別表第7（第25条関係）	100分12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合 ただし、北九州市に在勤する教職員については、100分の4を超えない範囲で別に定める割合

**(地域手当に関する経過措置)**

**第13条** この規則施行の際、現に改正前の給与規則第25条第2項若しくは第25条第3項の適用を受けている教職員が切替日の前日において都市手当に相当する手当の支給を受けていた教職員が切替日に教職員となった場合における当該教職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第25条の規定の適用については、第25条第3項中「当該異動の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当」とあるのは「当該異動の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る都市手当」とする。

**附 則（平成18年10月1日一部改正）**

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則（平成19年3月30日一部改正）

### （施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### （平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第2条 管理職手当の支給を受ける教職員のうち、改正後の第23条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行日の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける教職員（以下「同一本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、相当区分等教職員（同日においてその者に適用されていた改正前の別表第6に定める支給割合（以下「旧区分」という。）に対応する次に掲げる区分と同じ改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分を適用される教職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

- |   |         |      |
|---|---------|------|
| イ | 100分の25 | I種   |
| ロ | 100分の20 | II種  |
| ハ | 100分の16 | III種 |
| ニ | 100分の12 | IV種  |
| ホ | 100分の10 | V種   |

二 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のものうち、下位区分等相当教職員（旧区分に対応する前号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分を適用される教職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分に対応する前号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分に対応する前号に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職

務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分に対応する第1号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分に対応する第一号に掲げる支給割合を適用したとしたならば受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以後新たに本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国等の職員であった者が人事交流等により機構の教職員となった者その他特別の事情があると認められる教職員のうち、部内の他の教職員との均衡を考慮して前各号に準ずるものとして理事長が定める職員 前各号の規定に準じて理事長が定める額

3 前項第二号に掲げる教職員のうち、施行日において、職名（改正前の別表第6に定める職名をいう。）の異動がないものの経過措置基準額は、同号の規定にかかわらず、施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額とし、この場合における第1項の規定の適用にあつては、「改正後の第23条の規定による管理職手当の支給額」とあるのを「旧区分に対応する第2項第1号に掲げる区分が別表第6の1管理職手当区分表の同一の職名に対応する区分に掲げられているものとして改正後の第23条の規定を適用した場合の管理職手当の支給額」と読み替えるものとする。

**（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）**

**第3条** 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

**（広域異動手当に関する経過措置）**

**第4条** 第25条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員が在勤する勤務箇所が移転した場合についても準用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

**附 則（平成19年11月30日一部改正）**

**（施行期日）**

1 この規則は、改正の日から施行する。ただし、改正後の規則第24条及び別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

**（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）**

2 平成19年4月1日からこの規則の改正の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の規則の規定により、新たに本給表の適用を受けるこ

ととなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、理事長が定める教職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

**(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)**

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

**(平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 4 平成19年12月に支給する勤勉手当の第35条第2項の規定の適用にあつては、第35条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」に、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

**(給与の内払)**

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

**附 則 (平成20年3月28日一部改正)**

この規則は、改正の日から施行する。

**附 則 (平成21年3月24日一部改正)**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において教職員労働時間等規則第13条及び船員労働時間等規則第16条の規定に基づき短時間労働を行っている教職員は、第21条の2の規定にかかわらず、当該短時間労働の申し出に基づき承認された期間に限り、なお従前の例による。

**附 則 (平成21年6月1日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

**(暫定措置)**

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第34条第2項及び第35条第2項の適用については、第34条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第35条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

**附 則 (平成21年9月28日一部改正)**

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則 (平成21年11月30日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

**(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)**

- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第34条第2項及び第35条第2項の適用については、第34条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第35条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第34条第2項から第5項まで又は第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものからこれ以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月か

ら施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号給
一般職員本給表（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職員本給表（二）	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
海事職員本給表（一）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から8号給まで
海事職員本給表（二）	1級	1号給から64号給まで
	2級	1号給から44号給まで
医療職員本給表（一）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職員本給表（二）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））

4 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日一部改正）第3項第一号に規定する減額改定対象教職員である者）にあっては、当該本給月額に100分の99.76（指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては100分の99.68）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。



(附則の改正(平成19年3月31日一部改正第2条 平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置))

- 5 附則(平成19年3月31日一部改正)第2条第2項第一号中「管理職手当の額」とあるのは「管理職手当の額(平成21年12月1日において減額改定対象教職員である者にあつては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額。以下この項において同じ。)」とする。

**附 則(平成22年3月30日一部改正)**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則(平成22年11月30日一部改正)**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える教職員の本給月額減額支給等について)

- 2 当分の間、教職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつて、その号給がその職務の級における最低の号給でないもの及び指定職員本給表の適用を受ける者に限る。以下この項、次項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第6項において「特定教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定教職員の本給月額(当該特定教職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額

二 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当に100分の1.5を乗じて得た額。

二の二 専攻科長等手当 当該特定教職員の専攻科長等手当に100分の1.5を乗じて得た額

三 地域手当 当該特定教職員の本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

四 広域異動手当 当該特定教職員の本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

五 期末手当 それぞれその基準日(第34条第1項に定める「基準日」をいう。以下次号において同じ。)現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつ

ては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において当該特定教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第34条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第34条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第35条第4項において準用する第34条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則（平成22年11月30日一部改正）第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

七 第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第21条第1項 前各号に定める額

ロ 第21条第2項 第一号から第四号までに定める額

ハ 第21条第3項 第一号から第四号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ニ 第21条第4項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第21条第5項 第一号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第21条第6項 第一号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	6級
教育職員本給表	4級
海事職員本給表（一）	6級
医療職員本給表（一）	6級
医療職員本給表（二）	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第8条に規定する労働1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を、同条2項に規定する1か月の平均所定労働時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定が適用される間、第35条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（別に定める特定管理教職員にあっては、100分の1.3125、指定職員本給表の適用を受ける者にあっては、100分の1.1625）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 特定教職員（指定職員本給表の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。）に達しない場合の、附則（平成22年11月30日一部改正）第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

**（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）**

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

**（平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）**

- 8 平成22年12月に支給する期末手当に関する改正後の第34条第2項、第35条第2項及び附則（平成22年11月30日一部改正）第5項の適用については、第34条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、第35条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の

77.5」とあるのは「100分の75」と、附則（平成22年11月30日一部改正）第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.1625」とあるのは「100分の1.125」とする。

9 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第34条第2項から第5項まで、第21条第1項から第3項まで、同条第5項若しくは第6項又は附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、附則（平成18年4月4日一部改正）第10条の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれ以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号給
一般職員本給表（一）	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
一般職員本給表（二）	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで

	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から32号給まで
海事職員本給表（一）	1級	1号給から69号給まで
	2級	1号給から69号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
海事職員本給表（二）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から60号給まで
	5級	1号給から48号給まで
	6級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職員本給表（二）	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））

10 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額に100分の99.83（平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日一部改正）第3項第一号に規定する減額改定対象教職員である者）にあって

は、当該本給月額に100分の99.59、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては当該本給月額に100分の99.44)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」と、「相当する額」とあるのは「相当する額(附則(平成22年11月30日一部改正)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」とする。

**(附則の改正(平成19年3月30日一部改正第2条 平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置))**

- 11 附則(平成19年3月30日一部改正)第2条第1項中「得た額」とあるのは「得た額(附則(平成22年11月30日一部改正)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」と、同条第2項各号中「管理職手当の額」とあるのは「管理職手当の額に100分の99.83(平成21年12月1日において減額改定対象教職員である者にあつては、当該管理職手当の額に100分の99.59)を乗じて得た額」とする。

**附 則(平成23年3月30日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。

**(平成23年4月1日における号給の調整)**

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職員本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 施行日に在職する教職員で、施行日の前日において、教育職員本給表4級97号給を受けていた教職員の施行日における号給は、理事長が定めるところにより、調整をすることができる。

**附 則(平成24年3月30日一部改正)**

この規則は平成24年4月1日から施行する。

## 附 則（平成 24 年 4 月 27 日一部改正）

### （施行期日）

- 1 この規則は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則（平成 24 年 4 月 27 日一部改正）第 3 項については平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

### （附則の改正（平成 18 年 4 月 4 日一部改正第 10 条 本給の切替えに伴う経過措置））

- 2 附則（平成 18 年 4 月 4 日一部改正）第 10 条第 1 項中「本給月額に」とあるのは「本給月額に 100 分の 99.34（平成 21 年 12 月 1 日において附則（平成 21 年 11 月 30 日一部改正）第 3 項第一号に規定する減額改定対象教職員である者にあつては、当該本給月額に 100 分の 99.1，指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては当該本給月額に 100 分の 98.94）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

### （平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整）

- 3 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成 24 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（当該教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあつては、2 号給）上位の号給とする。

## 附 則（平成 24 年 6 月 25 日一部改正）

### （施行期日）

- 1 この規則は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

### （平成 26 年 3 月 31 日までの間における給与の減額について）

- 2 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、教職員に対する本給月額（附則（平成 18 年 4 月 4 日一部改正）第 10 条の規定による本給を含み、当該教職員が第 22 条第 2 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（附則（平成 18 年 4 月 4 日一部改正）第 10 条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額に、当該教職員に適用される以下の表の本給表欄に掲げる本給表及び職務の級又は号給欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号給	割合
-----	----------	----

一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員本給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級以上	100分の9.77
海事職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
海事職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職員本給表	全ての号給	100分の9.77

3 特例期間においては、教職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該教職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 六 第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第21条第1項及び第2項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 第21条第3項 前項及び第二号から第四号までに定める額に100分の80を乗じて得た額



- ハ 第21条第4項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第21条第5項 前項及び第二号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第21条第6項 前項及び第二号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、第22条、第30条、第30条の2、第30条の3及び第31条に規定する労働1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から次の各号に掲げる額を減じた額とする。
  - 一 本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額
  - 二 管理職手当の月額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額

#### 附 則（平成25年3月29日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。

##### （平成25年4月1日における号給の調整）

- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

#### 附 則（平成26年3月31日一部改正）

この規則は平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年6月26日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は改正日から施行する。

（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））

- 2 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「には」とあるのは「には、平成27年3月31日までの間」とする。

**（平成26年10月1日における号給の調整）**

- 3 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の調整日（次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。）における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 一 次号以外の教職員 平成26年10月1日
- 二 採用の事情等を考慮して別に定める教職員 別に定める日

**附 則（平成26年12月18日一部改正）**

この規則は平成27年1月1日から施行する。

**附 則（平成26年12月24日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第2項及び別表第1から別表第4までの規定については平成26年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成26年12月1日から適用する。

**（平成27年1月1日の昇給の号給数に関する特例）**

- 2 平成27年1月1日における第18条第2項及び同条第4項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

**（附則の改正（平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給月額額の減額支給等について））**

- 3 附則（平成22年11月30日一部改正）第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.125
100分の1.3125	100分の1.425
100分の1.1625	100分の1.275

**(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

4 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の75	100分の82.5
	100分の95	100分の102.5
	100分の85	100分の92.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.2375
	100分の1.3125	100分の1.5375
	100分の1.1625	100分の1.3875

**附 則 (平成27年3月26日一部改正)**

**(施行期日)**

**第1条** この規則は平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7(2)及び(3)については平成30年4月1日から施行するものとし、別表第7(2)の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に対する地域手当の支給にあつては、平成30年3月31日までの間は、改正前の別表第7に基づく次の表によるものとする。

都道府県	支給地域	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6
茨城県	ひたちなか市	100分の6
栃木県	小山市	100分の3
群馬県	前橋市	100分の3
富山県	富山市	100分の3
長野県	長野市	100分の3
静岡県	沼津市	100分の6
奈良県	大和郡山市	100分の10
山口県	周南市	100分の3
福岡県	北九州市	100分の3

(附則の改正(平成22年11月30日一部改正第2項 55歳を超える教職員の本給月額  
の減額支給等について))

第2条 附則(平成22年11月30日一部改正)第2項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第3条 平成27年4月1日(以下この附則において「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成22年11月30日一部改正)第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定教職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合において、特定教職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第4条 前条の規定による本給を支給される教職員に関する第34条第4項(給与規則第35条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第34条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則(平成27年3月26日一部改正)第3条の規定による本給の額との合計額」とする。

(地域手当に関する特例)

第5条 切替日から平成30年3月31日までの間における別表第7(1)の規定の適用については、同表中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

100分の14	100分の14を超えない範囲内で別に定める割合
100分の13.5	100分の13.5を超えない範囲内で別に定める割合
100分の11	100分の11を超えない範囲内で別に定める割合

100分の4.5	100分の4.5を超えない範囲内で別に定める割合
100分の1.5	100分の1.5を超えない範囲内で別に定める割合

**第6条** 切替日において、現に第25条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受けている教職員又は切替日の前日において同条第2項の適用を受けている教職員で切替日にその在勤する勤務箇所を異にして異動した教職員又は切替日に在勤する勤務箇所が移転した教職員に関する同条第3項の規定の適用については、同項中「当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合」とあるのは「当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る改正前の地域手当の支給割合」とする。

2 前項の規定は、現に同条第4項の適用を受けている教職員又は国等の職員であった者から切替日に人事交流等により引き続き機構の教職員となった者で切替日の前日において地域手当に相当する手当の支給を受けていた教職員について準用する。

**（広域異動手当に関する経過措置）**

**第7条** 切替日前に教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規則第25条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同項第二号中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

**（単身赴任手当の月額に関する特例）**

**第8条** 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規則第28条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

**附 則（平成28年2月3日一部改正）**

**（施行期日）**

1 この規則は平成28年2月3日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については平成27年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成27年12月1日から適用する。

**（附則の改正（平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給月額の減額支給等について））**

2 附則（平成22年11月30日一部改正）第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.2
100分の1.3125	100分の1.5

100分の1.1625	100分の1.3125
-------------	-------------

**(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 3 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則（平成22年11月30日一部改正）第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の80	100分の85
	100分の100	100分の105
	100分の87.5	100分の90
附則（平成22年11月30日一部改正）第5項	100分の1.0125	100分の1.275
	100分の1.3125	100分の1.575
	100分の1.1625	100分の1.35

**附 則（平成28年4月26日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**(附則の改正（平成27年3月26日一部改正第5条 地域手当に関する特例）)**

- 2 附則（平成27年3月26日一部改正）第5条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは「平成28年3月31日までの間」とする。

**(附則の改正（平成27年3月26日一部改正第8条 単身赴任手当の月額に関する特例）)**

- 3 附則（平成27年3月26日一部改正）第8条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは「平成28年3月31日までの間」とする。

**附 則（平成29年1月31日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成29年1月31日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第4まで及び別表第6の2の規定については平成28年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成28年12月1日から適用する。

**(附則の改正（平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給**

月額減額支給等について)

- 2 附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.275
100分の1.3125	100分の1.575
100分の1.1625	100分の1.3875

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110
	100分の92.5	100分の97.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.35
	100分の1.3125	100分の1.65
	100分の1.1625	100分の1.4625

附 則(平成30年1月31日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は平成30年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については平成29年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成29年12月1日から適用し、改正後の第24条第2項から第6項の規定については平成30年4月1日から施行するものとし、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(扶養手当に関する特例)

- 2 改正後の第24条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、扶養手当の支給については、次の表のとおり取り扱う。

扶養親族	対象となる教職員	月額		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度

第24条第3項第一号に該当する扶養親族	ア イ以外の教職員	10,000円	6,500円	6,500円
	イ 一般職員本給表(一)八級職員等及び一般職員本給表(一)九級以上の職員			3,500円
第24条第3項第二号に該当する扶養親族	全ての教職員	8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)	10,000円	10,000円
第24条第3項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族	ア イ以外の教職員	6,500円(教職員に配偶者及び子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)	6,500円	6,500円
	イ 一般職員本給表(一)八級職員等及び一般職員本給表(一)九級以上の職員			3,500円

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 改正後の第35条第2項にかかわらず、平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115
	100分の95	100分の97.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.425
	100分の1.3125	100分の1.725
	100分の1.1625	100分の1.4625



**(平成30年4月1日における号給の調整)**

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成27年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

**附 則 (平成31年2月28日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成31年3月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第2項及び別表第1から別表第4までの規定については平成30年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成30年12月1日から適用する。

**(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 2 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、平成30年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の92.5	100分の95
100分の112.5	100分の115
100分の97.5	100分の100

**附 則 (令和2年2月27日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は令和2年3月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第4までの規定については平成31年4月1日から、改正後の第26条、第34条、第34条の2及び第35条第1項の規定については令和2年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については令和元年12月1日から適用する。

**(住居手当に関する経過措置)**

- 2 改正後の第26条の規定の施行日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）

を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- 二 旧手当額から改正後の第26条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

**（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例）**

- 3 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、令和元年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の95	100分の97.5
100分の115	100分の117.5
100分の100	100分の102.5

**附 則（令和2年11月27日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）**

- 2 改正後の第34条第2項の規定にかかわらず、令和2年12月に支給する期末手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の127.5	100分の125
100分の107.5	100分の105
100分の67.5	100分の65

**附 則（令和3年4月28日一部改正）**

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

**附 則（令和４年５月３１日一部改正）**

この規則は、令和４年６月１日から施行する。

**附 則（令和４年１２月２６日一部改正）**

**（施行期日）**

- この規則は令和５年１月１日から施行する。ただし、改正後の別表第１から別表第４までの規定については令和４年４月１日から、改正後の第３５条第２項の規定については令和４年１２月１日から適用する。

**（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）**

- 改正後の第３５条第２項の規定にかかわらず、令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
１００分の１００	１００分の１０５
１００分の１２０	１００分の１２５
１００分の１０２．５	１００分の１０５

**附 則（令和５年３月２８日一部改正）**

**（施行期日）**

- この規則は、令和５年４月１日から施行する。

**（６０歳等に達した教職員の給与）**

- 当分の間、教職員（校長を除く。）の本給月額は、当該教職員が６０歳（教員（教員である船員を含む。）にあつては、６３歳）に達した日後における最初の４月１日（第４項において「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される本給表及び級号給による本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

**（適用除外）**

- 前項の規定は、期間を定めて雇用する常勤の教職員の範囲に関する規則（機構規則第７４号）の適用を受ける教職員には適用しない。

**（管理監督職勤務上限年齢による降任等をした教職員の特例）**

- 4 教職員就業規則第13条の3又は船員就業規則第13条の3の規定により、降任された教職員であって、当該降任された日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に第2項の規定により当該教職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、第2項の規定により当該教職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される教職員の受ける本給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該教職員の受ける本給月額」とする。

#### 附 則（令和5年12月25日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については令和5年4月1日から、改正後の第34条第2項及び第35条第2項の規定については令和5年12月1日から適用する。

##### （令和5年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 改正後の第34条第2項の規定にかかわらず、令和5年12月に支給する期末手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の122.5	100分の125
100分の102.5	100分の105
100分の65	100分の67.5

##### （令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、令和5年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の102.5	100分の105
100分の122.5	100分の125
100分の105	100分の107.5

**(60歳等に達した教職員の管理職手当に関する特例)**

- 4 当分の間、第23条第2項の規定にかかわらず、附則(令和5年3月28日一部改正)第2項の規定の適用を受ける教職員に対して支給する管理職手当に関する同項の規定の適用については、当該教職員に適用される管理職手当の月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

**(60歳等に達した教職員の管理職員特別勤務手当に関する特例)**

- 5 当分の間、第33条第2項の規定にかかわらず、附則(令和5年3月28日一部改正)第2項の規定の適用を受ける教職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に関する同項の規定の適用については、当該教職員に適用される管理職員特別勤務手当の額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

**附 則 (令和7年1月31日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第34条第2項及び第35条第2項の規定については令和6年12月1日から適用する。

**(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例)**

- 2 改正後の給与規則第34条第2項の規定にかかわらず、令和6年12月に支給する期末手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の125	100分の127.5
100分の105	100分の107.5
100分の66.25	100分の67.5

**(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 3 改正後の給与規則第35条第2項の規定にかかわらず、令和6年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の105	100分の107.5
100分の125	100分の127.5
100分の106.25	100分の107.5

**(附則の改正(令和5年3月28日一部改正)管理監督職勤務上限年齢による降任等をした教職員の特例)**

4 附則(令和5年3月28日一部改正)第4項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
本給として支給する。	<p>本給として支給する。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる教職員については、同項の規定にかかわらず、人事院規則9-148その他関係通達等を準用して算定した額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 異動日以後に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした教職員(次号に掲げる教職員を除く。)</li> <li>二 異動日の前日において指定職員本給表の適用を受けていた教職員であつて、異動日以後に本給表の適用を異にする異動をした教職員</li> <li>三 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした教職員</li> <li>四 異動日の前日以後に育児短時間労働又は介護短時間労働(以下この号において「短時間労働」という。)をした教職員(異動日以後に短時間労働を開始し、特定日前に当該短時間労働を終了した教職員を除く。)</li> <li>五 異動日の前日から特定日までの間の本給表の本給月額が増額改定又は減額改定をされた教職員</li> </ul>

**附 則 (令和7年3月26日一部改正)**

**(施行期日)**

**第1条** この規則は令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の給与規則第34条の2及び第34条の3の規定については令和7年6月1日から適用する。

**(号給の切替え)**

**第2条** 令和7年4月1日(以下この附則において「切替日」という。)の前日において給与規則別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた教職員であつて同日に

においてその者が属していた職務の級が附則別表第4に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて附則別表第4に定める号給とする。

**（切替日前の異動者の号給の調整）**

**第3条** 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び別に定めるこれに準ずるものをした教職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

**（切替日において管理監督職勤務上限年齢による降任等をした教職員の号給）**

**第4条** 切替日以後に新たに附則（令和5年3月28日一部改正）第4項に規定する本給を受けることとなる教職員のうち、当該本給を算出する場合における基礎本給月額の基本となる本給月額が附則第2条の号給の切替えの規定による改正前の本給表の本給月額欄に掲げる本給月額となる教職員の基礎本給月額については、人事院規則9—148その他関係通達等を準用して算定した額とする。

**（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）**

**第5条** 改正後の給与規則第24条の規定にかかわらず、切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する同条の規定の適用については、同条中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条第2項	職務の級が九級以上である者に対しては、支給しない。	職務の級が九級以上である者に対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級であるものに対しては、支給しない。
第24条第3項	五 重度心身障害者	五 重度心身障害者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
第24条第4項	第一号の扶養親族については1人につき13,000円とする	第一号の扶養親族については1人につき11,500円、前項第六号に該当する扶養親族については1人につき3,000円とする。

**（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）**

**第6条** 改正後の給与規則第25条の規定にかかわらず、切替日から令和10年3月31

日までの間における別表第7の規定の適用については、同条中「別表第7」とあるのは「別に定める表」に読み替えるものとする。

**(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)**

**第7条** 切替日の前日までに、現に第25条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受けている教職員については、同条中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条第3項	当該異動等の日から3年を経過するまでの間	当該異動等の日から2年を経過するまでの間
第25条第3項	二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合	二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

**(通勤手当に関する経過措置)**

**第8条** 改正後の給与規則第27条第4項の規定の適用については、施行日前に新たに本給表の適用を受ける教職員となった者にも適用する。

**(単身赴任手当に関する経過措置)**

**第9条** 改正後の給与規則第28条第3項の規定の適用については、施行日前に新たに本給表の適用を受ける教職員となった者にも適用する。

**(寒冷地手当に関する経過措置)**

**第10条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等教職員 改正前の給与規則別表第9に掲げられている寒冷地手当支給地域に在勤している教職員をいう。
- 二 新寒冷地等在勤等教職員 改正後の給与規則別表第9に掲げられている寒冷地手当支給地域に在勤している教職員をいう。
- 三 特定旧寒冷地等在勤等教職員 旧寒冷地等在勤等教職員であって、新寒冷地等在勤等教職員でないものをいう。



四 継続特定旧寒冷地等在勤等教職員 基準日（給与規則第36条第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下この条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等教職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等教職員であった者をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等教職員につき、改正後の給与規則別表第9に規定する4級地をその地域の区分（給与規則別表第10に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同表に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同表4級地の区分に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、給与規則第36条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷地等在勤等教職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与規則第36条第1項及び別表第10の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

3 第36条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される教職員について準用する。

4 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等教職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等教職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等教職員又は特定旧寒冷地等在勤等教職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、改正後の給与規則第36条第1項及び別表第10の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5 国等の職員であった者が、切替日以降に引き続き高専機構の教職員となり、特定旧寒冷地等在勤等教職員となった場合において、任用の事情、切替日の前日から特定旧寒冷地等在勤等教職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等教職員である者に対しては、改正後の給与規則第36条第1項及び別表第10の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

## 別表第1

## イ 一般職員本給表 (一)

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	

59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							

90	257, 200	298, 300	347, 400						
91	257, 500	298, 600	347, 800						
92	257, 800	299, 000	348, 200						
93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						
98		300, 600	350, 200						
99		301, 000	350, 600						
100		301, 400	351, 000						
101		301, 600	351, 500						
102		301, 900	351, 900						
103		302, 200	352, 300						
104		302, 500	352, 700						
105		302, 700	353, 200						
106		303, 000	353, 600						
107		303, 300	353, 900						
108		303, 600	354, 200						
109		303, 800	354, 700						
110		304, 200							
111		304, 600							
112		304, 900							
113		305, 100							
114		305, 300							
115		305, 600							
116		306, 000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307, 000							

121	307,400							
122	307,600							
123	307,900							
124	308,200							
125	308,500							

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職員本給表 (二)

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400

29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500



60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	

91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	
99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	
106		270, 300	306, 400	
107		270, 600	306, 800	
108		270, 800	307, 100	
109		271, 100	307, 300	
110		271, 400	307, 600	
111		271, 700	307, 900	
112		271, 900	308, 100	
113		272, 100	308, 300	
114		272, 400	308, 600	
115		272, 600	308, 900	
116		272, 800	309, 100	
117		273, 100	309, 300	
118		273, 400	309, 600	
119		273, 700	309, 900	
120		273, 900	310, 100	
121		274, 100	310, 300	

122	274,300	310,600		
123	274,600	310,900		
124	274,900	311,100		
125	275,100	311,300		
126	275,300	311,600		
127	275,600	311,900		
128	275,900	312,100		
129	276,100	312,300		
130	276,300			
131	276,600			
132	276,900			
133	277,100			
134	277,300			
135	277,600			
136	277,900			
137	278,100			

備考 この表は、自動車運転手、用務員その他の労務に従事する職員に適用する。

## 別表第2

## 教育職員本給表

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	230,200	263,100	346,100	450,800	521,900
2	233,000	264,900	348,300	459,500	528,100
3	236,100	266,700	350,500	467,900	534,300
4	239,100	268,400	352,700	475,500	539,700
5	242,300	270,000	354,600	481,300	543,800
6	245,500	271,500	356,900	485,700	547,400
7	248,600	273,000	359,200	489,900	550,200
8	251,700	274,500	361,700	493,800	552,500
9	254,700	276,000	363,900	497,700	554,500
10	256,500	278,000	366,000	501,300	
11	258,200	280,000	368,100	504,700	
12	259,800	282,000	370,200	508,200	
13	261,400	284,000	372,200	511,100	
14	262,800	286,000	373,800	513,600	
15	264,200	288,000	375,400	516,100	
16	265,500	290,000	377,000	518,200	
17	266,800	292,000	378,600	520,200	
18	267,900	294,700	379,900		
19	268,900	297,300	381,200		
20	269,900	299,900	382,500		
21	271,300	302,500	383,800		
22	272,800	305,000	385,400		
23	274,300	307,400	387,000		
24	275,800	309,700	388,500		
25	277,300	311,800	390,000		
26	278,900	313,900	391,600		
27	280,400	316,000	393,100		

28	281,900	318,100	394,600
29	283,300	320,100	396,000
30	284,900	321,700	397,400
31	286,400	323,200	398,800
32	287,900	324,700	400,100
33	289,300	326,200	401,000
34	290,600	327,800	402,200
35	291,900	329,300	403,300
36	292,700	330,800	404,400
37	293,500	332,200	405,400
38	294,300	333,600	406,600
39	295,100	334,900	407,800
40	295,900	336,200	408,900
41	296,700	337,400	410,000
42	297,500	339,100	411,200
43	298,200	340,700	412,400
44	298,800	342,600	413,600
45	299,300	344,200	414,700
46	299,800	345,800	416,200
47	300,300	347,300	417,700
48	300,800	348,800	419,200
49	301,300	350,400	420,600
50	301,700	352,000	421,500
51	302,100	353,500	422,400
52	302,500	354,900	423,200
53	302,900	356,300	424,100
54	303,300	357,300	425,100
55	303,700	358,300	426,100
56	304,100	359,300	426,900
57	304,500	360,400	427,600
58	304,900	361,700	428,400

59	305,300	363,000	429,200
60	305,700	364,300	430,100
61	306,100	365,600	431,100
62	306,500	366,900	432,100
63	306,900	368,200	433,000
64	307,300	369,500	433,900
65	307,700	370,700	434,600
66	308,100	372,000	435,500
67	308,500	373,300	436,400
68	308,900	374,500	437,200
69	309,300	375,700	438,100
70	309,700	377,000	438,900
71	310,100	378,300	439,700
72	310,500	379,500	440,600
73	310,900	380,700	441,300
74	311,400	382,000	441,700
75	311,900	383,300	442,100
76	312,400	384,500	442,500
77	312,800	385,700	442,900
78	313,300	386,900	443,400
79	313,800	388,000	443,800
80	314,200	389,200	444,200
81	314,600	390,600	444,400
82	315,100	392,000	444,800
83	315,600	393,500	445,100
84	316,000	394,900	445,400
85	316,400	395,900	445,700
86	316,900	397,200	446,000
87	317,400	398,500	446,300
88	317,900	399,800	446,600
89	318,300	401,000	446,800

90	318,800	402,000	447,100
91	319,200	403,000	447,400
92	319,600	404,100	447,600
93	320,200	404,900	447,800
94	320,700	406,000	448,100
95	321,300	407,100	448,400
96	321,900	408,000	448,600
97	322,300	408,900	448,800
98	322,700	409,800	
99	323,000	410,700	
100	323,300	411,600	
101	323,600	412,400	
102	323,900	413,400	
103	324,200	414,400	
104	324,500	415,400	
105	325,000	416,000	
106	325,400	416,700	
107	325,900	417,400	
108	326,300	418,000	
109	326,700	418,400	
110	327,200	418,800	
111	327,600	419,100	
112	328,100	419,400	
113	328,400	419,600	
114	328,900	419,900	
115	329,300	420,200	
116	329,700	420,500	
117	330,000	420,700	
118	330,400	421,000	
119	330,900	421,300	
120	331,400	421,500	

121	331,600	421,700			
122	332,000	422,000			
123	332,300	422,300			
124	332,600	422,500			
125	332,800	422,700			
126	333,100				
127	333,600				
128	334,000				
129	334,200				
130	334,600				
131	335,100				
132	335,500				
133	335,700				
134	336,100				
135	336,600				
136	336,800				
137	337,100				
138	337,500				
139	337,900				
140	338,300				
141	338,800				

備考

この表は、校長（指定職員本給表の適用を受ける者を除く。）並びに教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手に適用（海事職員本給表の適用を受ける者を除く。）する。



## 別表第3

## イ 海事職員本給表（一）

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200	518,100
2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000	519,200
3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800	520,300
4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600	521,300
5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400	522,300
6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100	523,100
7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800	523,900
8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400	524,700
9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800	525,400
10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000	526,000
11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200	526,600
12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200	527,200
13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200	527,800
14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200	
15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200	
16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200	
17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500	
18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400	
19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300	
20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200	
21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100	
22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000	
23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900	
24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800	
25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600	
26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300	
27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000	

28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600
29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100
30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700
31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300
32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900
33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200
34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700
35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200
36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700
37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200
38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800
39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100
40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700
41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200
42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700	
43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300	
44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900	
45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200	
46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900	
47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600	
48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300	
49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700	
50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000	
51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300	
52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500	
53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700	
54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900	
55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200	
56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500	
57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700	
58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000	

59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
62	288,200	324,700	374,900	428,300	
63	288,500	325,000	375,200	428,900	
64	288,700	325,200	375,500	429,500	
65	288,900	325,400	375,700	430,000	
66	289,100	325,700	376,000	430,600	
67	289,300	326,000	376,300	431,100	
68	289,600	326,200	376,600	431,700	
69	289,900	326,400	376,900	432,200	
70			377,100	432,700	
71			377,500	433,300	
72			377,800	433,900	
73			378,100	434,200	
74			378,600	434,800	
75			379,100	435,400	
76			379,500	435,900	
77			379,900	436,300	
78			380,300	436,800	
79			380,800	437,500	
80			381,300	438,200	
81			381,700	438,400	
82			382,200		
83			382,600		
84			383,000		
85			383,500		
86			384,000		
87			384,500		
88			385,000		
89			385,300		

90		385,700			
91		386,000			
92		386,400			
93		386,900			
94		387,200			
95		387,700			
96		388,100			
97		388,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士に適用する。

ロ 海事職員本給表（二）

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200	359,800
2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000	360,900
3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800	361,900
4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500	362,400
5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900
6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800
7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600
8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300
9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000
10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900
11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700
12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400
13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100
14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000
15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900
16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800
17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700
18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600
19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500
20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300
21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600

29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800
53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300
54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000
55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600
56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300
57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900
58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400
59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800

60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200
61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900
62	275,000	296,800	329,200	339,900	356,300	
63	275,300	297,200	329,500	340,200	356,600	
64	275,500	297,500	329,700	340,400	356,800	
65	275,700	297,800	329,900	340,600	357,000	
66	276,000	298,200	330,200	340,900	357,300	
67	276,300	298,600	330,500	341,200	357,600	
68	276,500	298,900	330,700	341,400	357,800	
69	276,700	299,200	330,900	341,600	358,000	
70	277,000	299,500	331,200	341,800	358,300	
71	277,200	299,800	331,500	342,000	358,600	
72	277,400	300,100	331,700	342,200	358,800	
73	277,700	300,400	331,900	342,600	359,000	
74		300,700	332,200	342,800	359,300	
75		301,000	332,500	343,100	359,600	
76		301,200	332,700	343,400	359,800	
77		301,400	332,900	343,600	360,000	
78		301,700	333,200	343,900	360,300	
79		302,000	333,500	344,200	360,600	
80		302,200	333,700	344,400	360,800	
81		302,400	333,900	344,600	361,000	
82		302,700	334,200	344,900	361,300	
83		303,000	334,400	345,200	361,600	
84		303,200	334,600	345,400	361,800	
85		303,400	334,900	345,600	362,000	
86		303,700	335,200	345,900		
87		304,000	335,400	346,200		
88		304,200	335,700	346,400		
89		304,400	335,900	346,600		
90		304,600	336,100	346,800		

91	304,900	336,400	347,100
92	305,200	336,700	347,300
93	305,400	336,900	347,600
94	305,700	337,200	347,900
95	306,000	337,400	348,200
96	306,200	337,700	348,400
97	306,400	337,900	348,600
98	306,600	338,100	348,900
99	306,800	338,300	349,200
100	307,100	338,500	349,400
101	307,400	338,900	349,600
102	307,700	339,100	350,000
103	307,900	339,300	350,200
104	308,100	339,600	350,400
105	308,400	339,900	350,600
106		340,100	
107		340,400	
108		340,700	
109		340,900	

備考

この表は、船舶に乗り組む職員（海事職員本給表（一）の適用を受ける者を除く。）に適用する。



## 別表第4

## イ 医療職員本給表（一）

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	

28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		

59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	

90	295,100	332,800	353,800			
91	295,300	333,200	354,100			
92	295,500	333,500	354,400			
93	295,900	333,700	354,700			
94	296,100	334,000	355,100			
95	296,300	334,300	355,500			
96	296,600	334,600	355,900			
97	296,900	334,800	356,400			
98	297,100	335,100	356,800			
99	297,300	335,400	357,200			
100	297,600	335,600	357,600			
101	297,900	335,800	358,100			
102	298,100	336,000				
103	298,300	336,400				
104	298,600	336,600				
105	298,900	336,800				
106		337,200				
107		337,600				
108		338,000				
109		338,200				

備考 この表は、栄養士に適用する。

ロ 医療職員本給表（二）

職員 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900

29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		

60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	

91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	



122	301, 000	331, 900				
123	301, 300	332, 200				
124	301, 600	332, 500				
125	301, 800	332, 700				
126	302, 000	333, 000				
127	302, 300	333, 400				
128	302, 700	333, 600				
129	302, 900	333, 800				
130	303, 200	334, 000				
131	303, 600	334, 400				
132	304, 000	334, 600				
133	304, 200	334, 900				
134	304, 500	335, 300				
135	304, 800	335, 700				
136	305, 100	336, 100				
137	305, 300	336, 400				
138	305, 600	336, 800				
139	305, 900	337, 200				
140	306, 200	337, 600				
141	306, 400	337, 900				
142	306, 800	338, 300				
143	307, 200	338, 600				
144	307, 500	339, 000				
145	307, 700	339, 300				
146	307, 900	339, 700				
147	308, 200	340, 100				
148	308, 600	340, 500				
149	308, 800	340, 800				
150	309, 000	341, 200				
151	309, 300	341, 600				
152	309, 600	342, 000				

153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5

指定職員本給表

号給	本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000

備考 この表は、校長（理事長が指定する者に限る。）に適用する。

別表第6の1（第23条関係）

管理職手当区分表

職名	区分
執行調整役	I種
事務局長	I種
校長	II種
事務局次長	II種
事務局部長 （機構本部の部長を含む。）	II種
事務部長	III種（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校並びに地区事務部（調整役を置く地区事務部を除く。）の事務部長にあつてはII種。）
調整役	III種
主幹	III種
課長	IV種（機構本部の課長にあつてはIII種。）
機構本部の室長 （これに準ずる職を含む。）のうち理事長が指定する者	IV種
総括参事	IV種
副校長	IV種（独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（機構規則第1号）第5条第3項に定める副校長及び校長が他の学校の校長に就いている学校の副校長1に限る。）
教務主事	IV種（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校並びに校長が他の学校の校長に就いている学校の教務主事にあつてはV種。）
学生主事	V種
寮務主事	V種

理事長が指定する職名	理事長が定める区分
------------	-----------

別表第6の2（第23条関係）

管理職手当支給額表

本給表	職務の級	支給額				
		I種	II種	III種	IV種	V種
一般職員本給表(一)	10級	円 139,300	円	円	円	円
	9級	130,300	104,200			
	8級	117,000	94,000	82,200		
	7級		88,500	77,400	66,400	
	6級			72,700	62,300	51,900
	5級			69,400	59,500	49,600
	4級				55,500	46,300
教育職員本給表	5級	円	円 106,800	円	円	円
	4級		101,100		75,900	63,200
	3級				66,300	55,300
	2級					53,500

別表第7（第25条関係）

支給地域	支給割合
宮城県（仙台市に限る）	100分の8
茨城県	100分の4
栃木県	100分の4
群馬県（前橋市に限る）	100分の4
千葉県	100分の4
東京都	100分の16
富山県（富山市に限る）	100分の4
長野県（長野市に限る）	100分の4
静岡県	100分の4
愛知県（豊田市に限る）	100分の12
三重県（鈴鹿市を除く）	100分の4
三重県（鈴鹿市に限る）	100分の8
京都府	100分の8
兵庫県（明石市に限る）	100分の8
奈良県（大和郡山市に限る）	100分の8
広島県	100分の4
香川県（高松市に限る）	100分の4
福岡県	100分の4

備考

次の各号に掲げる機関に在勤する教職員には、それぞれ各号に定める支給地域に在勤するものとして地域手当を支給する。

- 一 仙台高等専門学校 宮城県仙台市
- 二 機構本部 東京都八王子市
- 三 富山高等専門学校 富山県富山市
- 四 香川高等専門学校 香川県高松市

別表第8（第33条関係）

区分	支給額	
	第1項に定める 労働をした場合	第2項に定める 労働をした場合
I種	12,000円	6,000円
II種	10,000円	5,000円
III種	8,500円	4,300円
IV種	7,000円	3,500円
V種	6,000円	3,000円

別表第9（第36条関係）

支給地域		区分	機関名
北海道	旭川市	1級地	旭川工業高等専門学校
	釧路市	2級地	釧路工業高等専門学校
	苫小牧市	3級地	苫小牧工業高等専門学校
	函館市	3級地	函館工業高等専門学校
青森県	八戸市	4級地	八戸工業高等専門学校
岩手県	一関市	4級地	一関工業高等専門学校
新潟県	長岡市	4級地	長岡工業高等専門学校

別表第10（第36条関係）

区分	世帯等の区分		
	世帯主である教職員		その他の教職員
	扶養親族のある教職員（単身赴任手当を支給される教職員で寒冷地に居住する扶養親族のないものを除く。）	その他の世帯主である教職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

備考

この表の「寒冷地」とは「国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）」別表に掲げる地域とする。

別表第11 (第37条関係)

職務の級	手当額
一般職員本給表(一) 9級以上の級 海事職員本給表(一) 6級以上の級 教育職員本給表 4級以上の級	4,100円
一般職員本給表(一) 8級, 7級及び6級 海事職員本給表(一) 5級及び4級 海事職員本給表(二) 6級 教育職員本給表 3級及び2級	3,100円
一般職員本給表(一) 5級及び4級 海事職員本給表(一) 3級 海事職員本給表(二) 5級 教育職員本給表 1級	2,400円
一般職員本給表(一) 3級 海事職員本給表(一) 2級 海事職員本給表(二) 4級及び3級	2,000円
一般職員本給表(一) 2級 海事職員本給表(一) 1級 海事職員本給表(二) 2級	1,900円
一般職員本給表(一) 1級 海事職員本給表(二) 1級	1,800円

附則別表第1 職務の級の切替表（附則（平成18年4月4日一部改正）第6条関係）

本給表	旧級	新級
一般職員本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
一般職員本給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 教職員の号給切替表（附則（平成18年4月4日一部改正）第6条関係）

イ 一般職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	1
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	1



8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		

20	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							

6 月以上 9 月未満			125							
9 月以上 12 月未満			125							
12 月以上			125							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	8	1	1
	12 月以上			1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1	
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1	
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1	
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12	1	1	
	12 月以上	5	5	1	13	1	1	
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1	
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1	
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1	
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16	1	1	
	12 月以上	9	9	5	17	1	1	
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1	
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1	
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1	
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	20	1	1	
	12 月以上	13	13	9	21	1	1	
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1	
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1	
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1	
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24	4	1	
	12 月以上	17	17	13	25	5	1	
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1	
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2	
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3	
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	28	8	4	
	12 月以上	21	21	17	29	9	5	
7	3 月未満	21	21	17	29	9	5	
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10	6	
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11	7	
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	32	12	8	
	12 月以上	25	25	21	33	13	9	
8	3 月未満	25	25	21	33	13	9	
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14	10	
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15	11	
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	36	16	12	
	12 月以上	29	29	25	37	17	13	
9	3 月未満	29	29	25	37	17	13	
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18	14	
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19	15	
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	40	20	16	
	12 月以上	33	33	29	41	21	17	
10	3 月未満	33	33	29	41	21	17	
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42	22	18	
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43	23	19	
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	44	24	20	
	12 月以上	37	37	33	45	25	21	
11	3 月未満	37	37	33	45	25	21	
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46	26	22	
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47	27	23	

	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69

	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職員本給表の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	1	1	1
	6月以上9月未満		3	1	1	1
	9月以上12月未満		4	1	1	1
	12月以上		5	1	1	1

2	3月未滿	1	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	3	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	4	8	4	1	1
	12月以上	5	9	5	1	1
3	3月未滿	5	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	6	10	6	1	1
	6月以上9月未滿	7	11	7	1	1
	9月以上12月未滿	8	12	8	1	1
	12月以上	9	13	9	1	1
4	3月未滿	9	13	9	1	1
	3月以上6月未滿	10	14	10	2	1
	6月以上9月未滿	11	15	11	3	1
	9月以上12月未滿	12	16	12	4	1
	12月以上	13	17	13	5	1
5	3月未滿	13	17	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	18	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	19	15	7	1
	9月以上12月未滿	16	20	16	8	1
	12月以上	17	21	17	9	1
6	3月未滿	17	21	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	22	18	10	1
	6月以上9月未滿	19	23	19	11	1
	9月以上12月未滿	20	24	20	12	1
	12月以上	21	25	21	13	1
7	3月未滿	21	25	21	13	1
	3月以上6月未滿	22	26	22	14	2
	6月以上9月未滿	23	27	23	15	3
	9月以上12月未滿	24	28	24	16	4
	12月以上	25	29	25	17	5
8	3月未滿	25	29	25	17	5
	3月以上6月未滿	26	30	26	18	6
	6月以上9月未滿	27	31	27	19	7
	9月以上12月未滿	28	32	28	20	8
	12月以上	29	33	29	21	9
9	3月未滿	29	33	29	21	9
	3月以上6月未滿	30	34	30	22	10
	6月以上9月未滿	31	35	31	23	11
	9月以上12月未滿	32	36	32	24	12
	12月以上	33	37	33	25	13
10	3月未滿	33	37	33	25	13
	3月以上6月未滿	34	38	34	26	14
	6月以上9月未滿	35	39	35	27	15
	9月以上12月未滿	36	40	36	28	16
	12月以上	37	41	37	29	17
11	3月未滿	37	41	37	29	17
	3月以上6月未滿	38	42	38	30	18
	6月以上9月未滿	39	43	39	31	19
	9月以上12月未滿	40	44	40	32	20
	12月以上	41	45	41	33	21
12	3月未滿	41	45	41	33	21
	3月以上6月未滿	42	46	42	34	22
	6月以上9月未滿	43	47	43	35	23
	9月以上12月未滿	44	48	44	36	24
	12月以上	45	49	45	37	25
13	3月未滿	45	49	45	37	25
	3月以上6月未滿	46	50	46	38	26
	6月以上9月未滿	47	51	47	39	27
	9月以上12月未滿	48	52	48	40	28
	12月以上	49	53	49	41	29
14	3月未滿	49	53	49	41	29

	3月以上6月未滿	50	54	50	42	30
	6月以上9月未滿	51	55	51	43	31
	9月以上12月未滿	52	56	52	44	32
	12月以上	53	57	53	45	33
15	3月未滿	53	57	53	45	33
	3月以上6月未滿	54	58	54	46	34
	6月以上9月未滿	55	59	55	47	35
	9月以上12月未滿	56	60	56	48	36
	12月以上	57	61	57	49	37
16	3月未滿	57	61	57	49	37
	3月以上6月未滿	58	62	58	50	38
	6月以上9月未滿	59	63	59	51	39
	9月以上12月未滿	60	64	60	52	40
	12月以上	61	65	61	53	41
17	3月未滿	61	65	61	53	
	3月以上6月未滿	62	66	62	54	
	6月以上9月未滿	63	67	63	55	
	9月以上12月未滿	64	68	64	56	
	12月以上	65	69	65	57	
18	3月未滿	65	69	65	57	
	3月以上6月未滿	66	70	66	58	
	6月以上9月未滿	67	71	67	59	
	9月以上12月未滿	68	72	68	60	
	12月以上	69	73	69	61	
19	3月未滿	69	73	69	61	
	3月以上6月未滿	70	74	70	62	
	6月以上9月未滿	71	75	71	63	
	9月以上12月未滿	72	76	72	64	
	12月以上	73	77	73	65	
20	3月未滿	73	77	73	65	
	3月以上6月未滿	74	78	74	66	
	6月以上9月未滿	75	79	75	67	
	9月以上12月未滿	76	80	76	68	
	12月以上	77	81	77	69	
21	3月未滿	77	81	77	69	
	3月以上6月未滿	78	82	78	70	
	6月以上9月未滿	79	83	79	71	
	9月以上12月未滿	80	84	80	72	
	12月以上	81	85	81	73	
22	3月未滿	81	85	81	73	
	3月以上6月未滿	82	86	82	74	
	6月以上9月未滿	83	87	83	75	
	9月以上12月未滿	84	88	84	76	
	12月以上	85	89	85	77	
23	3月未滿	85	89	85	77	
	3月以上6月未滿	86	90	86	78	
	6月以上9月未滿	87	91	87	79	
	9月以上12月未滿	88	92	88	80	
	12月以上	89	93	89	81	
24	3月未滿	89	93	89	81	
	3月以上6月未滿	90	94	90	82	
	6月以上9月未滿	91	95	91	83	
	9月以上12月未滿	92	96	92	84	
	12月以上	93	97	93	85	
25	3月未滿	93	97	93	85	
	3月以上6月未滿	94	98	94	86	
	6月以上9月未滿	95	99	95	87	
	9月以上12月未滿	96	100	96	88	
	12月以上	97	101	97	89	
26	3月未滿	97	101	97		
	3月以上6月未滿	98	102	98		

	6 月以上 9 月未滿	99	103	99		
	9 月以上 12 月未滿	100	104	100		
	12 月以上	101	105	101		
27	3 月未滿	101	105	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	106	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	107	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	108	104		
	12 月以上	105	109	105		
28	3 月未滿	105	109			
	3 月以上 6 月未滿	106	110			
	6 月以上 9 月未滿	107	111			
	9 月以上 12 月未滿	108	112			
	12 月以上	109	113			
29	3 月未滿	109	113			
	3 月以上 6 月未滿	110	114			
	6 月以上 9 月未滿	111	115			
	9 月以上 12 月未滿	112	116			
	12 月以上	113	117			
30	3 月未滿	113	117			
	3 月以上 6 月未滿	114	118			
	6 月以上 9 月未滿	115	119			
	9 月以上 12 月未滿	116	120			
	12 月以上	117	121			
31	3 月未滿	117	121			
	3 月以上 6 月未滿	118	122			
	6 月以上 9 月未滿	119	123			
	9 月以上 12 月未滿	120	124			
	12 月以上	121	125			
32	3 月未滿	121	125			
	3 月以上 6 月未滿	122	125			
	6 月以上 9 月未滿	123	125			
	9 月以上 12 月未滿	124	125			
	12 月以上	125	125			
33	3 月未滿	125				
	3 月以上 6 月未滿	126				
	6 月以上 9 月未滿	127				
	9 月以上 12 月未滿	128				
	12 月以上	129				
34	3 月未滿	129				
	3 月以上 6 月未滿	130				
	6 月以上 9 月未滿	131				
	9 月以上 12 月未滿	132				
	12 月以上	133				
35	3 月未滿	133				
	3 月以上 6 月未滿	134				
	6 月以上 9 月未滿	135				
	9 月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3 月未滿	137				
	3 月以上 6 月未滿	138				
	6 月以上 9 月未滿	139				
	9 月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
37	3 月未滿	141				
	3 月以上 6 月未滿	141				
	6 月以上 9 月未滿	141				
	9 月以上 12 月未滿	141				
	12 月以上	141				



二 海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2	1
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3	1
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4	1
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5	1
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5	1
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6	1
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7	1
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8	1
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9	1
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9	1
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10	1
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11	1
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12	1
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13	1
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13	1
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14	1
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15	1
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16	1
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17	1
12	3月未満	41	41	41	37	29	25	17	1
	3月以上6月未満	42	42	42	38	30	26	18	1
	6月以上9月未満	43	43	43	39	31	27	19	1

	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未滿			73	69	61	57	
	3月以上6月未滿			74	70	62	57	
	6月以上9月未滿			75	71	63	57	
	9月以上12月未滿			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未滿			77	73	65		
	3月以上6月未滿			78	74	66		
	6月以上9月未滿			79	75	67		
	9月以上12月未滿			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未滿			81	77	69		
	3月以上6月未滿			82	78	70		
	6月以上9月未滿			83	79	71		
	9月以上12月未滿			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		
23	3月未滿			85	81	73		
	3月以上6月未滿			86	82	73		
	6月以上9月未滿			87	83	73		
	9月以上12月未滿			88	84	73		
	12月以上			89	85	73		
24	3月未滿			89	85			
	3月以上6月未滿			90	86			
	6月以上9月未滿			91	87			
	9月以上12月未滿			92	88			

25	12月以上			93	89			
	3月未満			93	89			
	3月以上6月未満			94	89			
	6月以上9月未満			95	89			
	9月以上12月未満			96	89			
26	12月以上			97	89			
	3月未満			97				
	3月以上6月未満			98				
	6月以上9月未満			99				
	9月以上12月未満			100				
27	12月以上			101				
	3月未満			101				
	3月以上6月未満			101				
	6月以上9月未満			101				
	9月以上12月未満			101				

ホ 海事職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満				1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12	8	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9	9
8	3月未満	25	21	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	27	23	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13	13

9	3月未満	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未満	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25
12	3月未満	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未満	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未満	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未満	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未満	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未満	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未満	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未満	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未満	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未満	77	73	73	69	65	61

	3月以上6月未満	78	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	79	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	80	76	76	72	68	64		
	12月以上	81	77	77	73	69	65		
22	3月未満	81	77	77	73	69	65		
	3月以上6月未満	82	78	78	74	70	66		
	6月以上9月未満	83	79	79	75	71	67		
	9月以上12月未満	84	80	80	76	72	68		
	12月以上	85	81	81	77	73	69		
23	3月未満	85	81	81	77	73	69		
	3月以上6月未満	85	82	82	78	74	69		
	6月以上9月未満	85	83	83	79	75	69		
	9月以上12月未満	85	84	84	80	76	69		
	12月以上	85	85	85	81	77	69		
24	3月未満		85	85	81	77			
	3月以上6月未満		86	86	82	78			
	6月以上9月未満		87	87	83	79			
	9月以上12月未満		88	88	84	80			
	12月以上		89	89	85	81			
25	3月未満		89	89	85	81			
	3月以上6月未満		90	90	86	82			
	6月以上9月未満		91	91	87	83			
	9月以上12月未満		92	92	88	84			
	12月以上		93	93	89	85			
26	3月未満		93	93	89	85			
	3月以上6月未満		94	94	90	86			
	6月以上9月未満		95	95	91	87			
	9月以上12月未満		96	96	92	88			
	12月以上		97	97	93	89			
27	3月未満		97	97	93	89			
	3月以上6月未満		98	98	94	89			
	6月以上9月未満		99	99	95	89			
	9月以上12月未満		100	100	96	89			
	12月以上		101	101	97	89			
28	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
29	3月未満		105	105	101				
	3月以上6月未満		105	106	102				
	6月以上9月未満		105	107	103				
	9月以上12月未満		105	108	104				
	12月以上		105	109	105				
30	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
31	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

～ 医療職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1

	9月以上12月未滿			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28

	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				

26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ト 医療職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	経過期間							
	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
12月以上			1	1	1	1	1	
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6



	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55

	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
	21	3月未滿	77	77	77	73	69	65
3月以上6月未滿		78	78	78	74	70	66	
6月以上9月未滿		79	79	79	75	71	67	
9月以上12月未滿		80	80	80	76	72	68	
12月以上		81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				

	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
28	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
29	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
30	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
31	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
32	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
33	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
34	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
35	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
36	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 指定職員本給表の適用を受ける教職員の号給の切替表（附則（平成18年4月4日一部改正）第6条関係）

旧号級	新号級
1から4まで	1
5	2
6	3

附則別表第4 教職員の号給切替表(附則(令和7年3月26日一部改正)第2条関係)

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			

52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							

108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37

46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	

102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職員本給表の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	1	1
19	3	1	1



20	4	1	1
21	5	1	1
22	6	1	2
23	7	1	2
24	8	1	2
25	9	1	2
26	10	1	3
27	11	1	3
28	12	1	3
29	13	1	3
30	14	1	3
31	15	1	4
32	16	1	4
33	17	1	4
34	18	1	4
35	19	1	4
36	20	1	4
37	21	1	5
38	22	1	5
39	23	1	5
40	24	1	5
41	25	1	5
42	26	1	5
43	27	2	6
44	28	2	6
45	29	2	6
46	30	2	6
47	31	3	6
48	32	3	6
49	33	3	7
50	34	3	
51	35	4	
52	36	4	
53	37	4	
54	38	4	
55	39	5	
56	40	5	
57	41	5	
58	42	5	
59	43	6	
60	44	6	
61	45	6	
62	46	6	
63	47	7	
64	48	7	
65	49	7	
66	50	7	
67	51	8	
68	52	8	
69	53	8	
70	54	8	
71	55	9	
72	56	9	
73	57	9	
74	58	9	
75	59	10	

76	60	10	
77	61	10	
78	62	10	
79	63	11	
80	64	11	
81	65	11	
82	66	11	
83	67	12	
84	68	12	
85	69	12	
86	70	12	
87	71	12	
88	72	13	
89	73	13	
90	74	13	
91	75	13	
92	76	14	
93	77	14	
94	78	14	
95	79	14	
96	80	14	
97	81	15	
98	82	15	
99	83	15	
100	84	15	
101	85	15	
102	86	15	
103	87	16	
104	88	16	
105	89	16	
106	90		
107	91		
108	92		
109	93		
110	94		
111	95		
112	96		
113	97		

ニ 海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1

14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	
54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		

70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

ホ 海事職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給				
	1級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11

20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37
46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45
54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47
56	44	52	52	52	48
57	45	53	53	53	49
58	46	54	54	54	50
59	47	55	55	55	51
60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68	56	64	64	64	60
69	57	65	65	65	61
70	58	66	66	66	
71	59	67	67	67	
72	60	68	68	68	
73	61	69	69	69	
74	62	70	70	70	
75	63	71	71	71	

76	64	72	72	72	
77	65	73	73	73	
78	66	74	74	74	
79	67	75	75	75	
80	68	76	76	76	
81	69	77	77	77	
82	70	78	78	78	
83	71	79	79	79	
84	72	80	80	80	
85	73	81	81	81	
86		82	82	82	
87		83	83	83	
88		84	84	84	
89		85	85	85	
90		86	86		
91		87	87		
92		88	88		
93		89	89		
94		90	90		
95		91	91		
96		92	92		
97		93	93		
98		94	94		
99		95	95		
100		96	96		
101		97	97		
102		98	98		
103		99	99		
104		100	100		
105		101	101		
106		102	102		
107		103	103		
108		104	104		
109		105	105		
110		106			
111		107			
112		108			
113		109			

～ 医療職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1

14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			

70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ト 医療職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1



8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	

64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				

120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				